

- 10、 貸切部運轉手を定期に廻す場合は前日午後十時迄本人に通知すること
- 11、 本争議により犠牲者を出さざること
- 12、 争議費用實費として専業主より争議團側に渡し金一封（参拾圓）支給すること

財團 協調會 福岡出張所

財團 協調會 福岡出張所

- 1、 貸切部運轉手を定期に廻す場合は前日午後十時迄本人に通知すること
- 2、 本争議により犠牲者を出さざること
- 3、 争議費用實費として専業主より争議團側に渡し金一封（参拾圓）支給すること
- 4、 貸切部運轉手を定期に廻す場合は前日午後十時迄本人に通知すること
- 5、 本争議により犠牲者を出さざること
- 6、 争議費用實費として専業主より争議團側に渡し金一封（参拾圓）支給すること
- 7、 貸切部運轉手を定期に廻す場合は前日午後十時迄本人に通知すること
- 8、 本争議により犠牲者を出さざること
- 9、 争議費用實費として専業主より争議團側に渡し金一封（参拾圓）支給すること
- 10、 貸切部運轉手を定期に廻す場合は前日午後十時迄本人に通知すること
- 11、 本争議により犠牲者を出さざること
- 12、 争議費用實費として専業主より争議團側に渡し金一封（参拾圓）支給すること
- 13、 貸切部運轉手を定期に廻す場合は前日午後十時迄本人に通知すること
- 14、 本争議により犠牲者を出さざること
- 15、 争議費用實費として専業主より争議團側に渡し金一封（参拾圓）支給すること